

【必ずお読みください】

【今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援） 利用規約（表面）】

本規約は、静岡県が実施する「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で申込みをするものとします。

1. 今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）の対象者は、「静岡県民及び日本居住者」のいずれかであること

(1) 利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者に対して静岡県民、または日本居住者であることが確認できる書類を提示すること。

(2) 旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに書類の提示が必要。

又、旅行当日宿泊施設チェックイン時に提示が必要。

(3) 本人確認書類（原本）については旅行期間中必ず携行すること。

・本人確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

※利用者が本適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

(4) チェックイン時に宿泊施設から渡される「参加同意書兼受領確認書」に、補助対象者それぞれの住所・署名を記入し提出すること。

※頂いた個人情報は、本事業の補助金手続きに利用し、補助金の申請先である自治体及び当事務局、その委託先を除く第三者に提供することはありません。

2. ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

(1) 利用者は下記条件を満たすこと。

・ワクチン接種歴3回以上又はPCR 検査等で陰性であることが確認できた方

※PCR 検査の他、抗原定量・定性検査が対象

・12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は不要感染状況により変更する場合があります

・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス 例：遠足・修学旅行については、検査を省略して参加することが可能
ただし、引率者は、ワクチン接種歴3回以上又はPCR 検査等での陰性が確認できることが必要

(2) 利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者に対して上記2（1）の条件を満たしていることが確認できる下記書類のいずれかを提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること。）

・接種済証又は接種記録書（ワクチンを3回接種済であることが確認できるもの。コピー・写真・アプリ可。）

・PCR 検査等で陰性であることが確認できた検査結果通知（陰性証明書は不要。コピー・結果通知メール可。）

※陰性結果通知には①受験者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、

⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用

※PCR 検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内に陰性であること

※抗原定性検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して1日以内に陰性であること

(3) 旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。

又、旅行当日宿泊施設チェックイン時に提示が必要。

(4) ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中必ず携行すること。

【必ずお読みください】

【今こそしずおか 元気旅（全国旅行支援） 利用規約（表面）】

3. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- (1) 旅行時は毎朝検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従うこと。
- (2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- (3) 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件となる。
- (4) 検温の際、37.5℃以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐこと。
これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。
- (5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられているため、実施する場合には、確実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。
- (6) その他、国や県、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

4. 利用上の注意事項および禁止事項

- (1) 旅行事業者や宿泊事業者が居住地の確認を行う際、居住地が確認できない方は対象とならない。
- (2) 同行者等が静岡県及び日本居住者以外であることが発覚した場合、同行者の地域クーポンの返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- (3) 静岡県及び日本居住者のなりすまし、居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として地域クーポン及び割引分を返金する必要がある。
また詐欺罪に問われる可能性がある。
- (4) ひとつの旅程において、連続した宿泊は7泊までを上限として補助対象とする。
「同一施設での連泊」「複数の施設を利用した連泊」「複数の都道府県をまたがる連泊」などにおいて、予約方法、チェックアウトの有無に関わらず、「実態として連泊とみなされるような場合」については、連泊と判断し本制度の対象外とする場合がある。
- (5) 利用者が現住所としている宿泊施設の利用については、本制度の対象外とする。
- (6) 本制度利用において不正利用の疑義があり、事務局が旅行事業者や宿泊事業者等より個人情報などの提供を受けて調査を行った場合、これに応じること。
- (7) 利用者が制度適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や制度適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (8) 新型コロナウイルスの感染拡大等により本制度の一時停止や中止が生じた場合において、旅行事業者及び宿泊事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (9) 利用者旅行事業者及び宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、事務局は一切関与しない。
- (10) 本制度で付与される地域クーポン利用の際は、region PAY アプリをダウンロードのうえ、「今こそしずおか元気旅」を地域一覧より選択して利用すること。
- (11) 地域クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し事務局は一切の責任を負わない。
- (12) 地域クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- (13) 地域クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はできない。
- (14) その他、事務局が不相当と判断した行為は、本制度の対象外とする。

※スマートフォンをお持ちでない場合や、アプリをご利用いただけない場合は紙クーポンの利用も可能。(利用店舗の制限あり)